

一人1台タブレット端末の活用に関する同意書

廿日市市教育委員会

- 1 GIGA スクール構想により整備された一人1台タブレット端末（以下、タブレット端末）と廿日市市教育委員会より付与された GoogleWorkspace の ID は授業や学習目的でのみ使用します。授業や学習の際に、児童生徒の情報セキュリティ上の安全確保及び個に応じた学習指導の実現等のため、操作ログや学習ログ等を一定期間保存します。
- 2 GoogleWorkspace の ID の個票について、取扱いに十分注意し、コピーを取らずに保管してください。紛失した場合は、速やかに学校へ報告してください。
- 3 タブレット端末をオンライン授業等で活用する際、児童生徒の名前や音声、映像等の情報が表示されることがあります。画面に表示される情報の撮影や転記、別の端末への保存は厳禁とします。（学校の指示や同意がある場合は除く。）
- 4 タブレット端末やクラウドに保存されているデータ及び登録されている情報の撮影や転記、別の端末への保存などの持ち出し行為は厳禁とします。（学校の指示や同意がある場合は除く。）
- 5 家庭学習のために、タブレット端末を貸与します。希望される場合は、別途、申請書を学校へ提出してください。なお、他人への転貸をしないでください。
- 6 タブレット端末等の貸与物品の紛失、破損、故障があった場合には、速やかに学校に報告して、学校の指示に従ってください。破損や故障があっても、勝手に修理はしないでください。家庭への持ち帰りに係る、紛失や破損、故障があった場合には、修理費等を保護者にご負担いただきます。（故障については、故障の原因となった事象によります。）なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。

【家庭で修理費を負担する故障の例】

- コップ等を倒してタブレット本体に水がかかり、「画面が乱れる」「電源がつかない」等の場合
- 机からタブレット端末が落下し、電源が入らない場合
- ペン等を挟んだままタブレットを閉めてしまい、液晶画面が正常に映らない場合 など

- 7 タブレット端末を家庭で使用する場合には、原則として家庭の Wi-Fi 環境を利用してインターネットに接続します。回線接続の問い合わせは、ご契約の通信事業者にお問い合わせください。
- 8 ご家庭の Wi-Fi 環境の利用に伴う通信費等は、ご家庭での負担となります。

※以下の同意については、提出した学校を転出または卒業するまで有効です。

※上記の同意書はご家庭で保管してください。

----- 切り取り線 -----

タブレット端末の活用にあたり、「タブレット端末の活用に関する同意書」の各項目について同意します。

提出日	令和 年 月 日
学校名	廿日市市立 学校
学年・組・番号	年 組 番
児童生徒氏名	
保護者氏名	

※切り取り線で切り取って学校へ提出してください。